

～ボートを楽しく安全に利用するために～

ハロー!フレッシュボートライフ



●小型船舶の操縦には免許が必要です!

船舶の種類、大きさ及び航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは法令に違反します。

免許の種類

小型船舶操縦士の操縦免許には、船舶の大きさ、航行区域又は推進機関の出力に応じて、次のような種類があります。

- ※①: 船舶の種類
- ②: 航行区域



5海里(約9km)



**一級小型船舶
操縦士免許**
①24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
②全ての水域

**二級小型船舶
操縦士免許**
①24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
②海岸から5海里(約9km)以内
の水域及び平水区域



**特殊小型船舶
操縦士免許**
①水上オートバイ
②船舶検査証書に記載される
水域



湖・川

**二級小型船舶操縦士(湖川小
出力限定)免許**
①5トン及び機関出力15kW未満の船舶
(水上オートバイを除く)
②湖川及び一部の海域

免許の取り方と更新制度

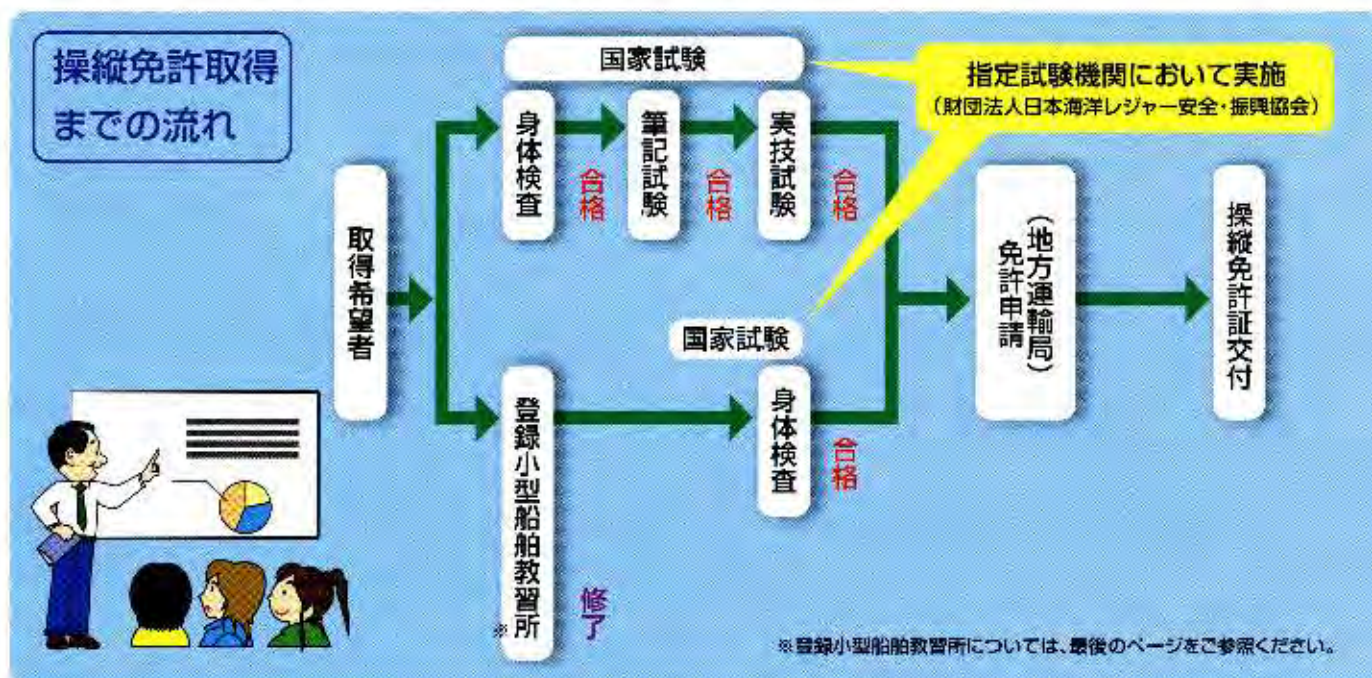
● 免許の取得方法

免許を取得できるのは次の年齢に達してからです。

- 1級…18歳
- 2級※、2級(湖川小出力限定)…16歳
- 特殊(水上オートバイ)…16歳

※2級を取得された方で、18歳未満の方は、操船できる船舶が5トン未満船舶に限定されます。18歳の誕生日以降は20トン未満船舶の操船が可能となります。

これらの免許の取得は、直接、小型船舶操縦士国家試験を受験する「受験コース」または、登録小型船舶教習所において一定期間講習を受講する「教習コース」(国家試験の学科と実技が免除されます)のいずれかの方法があります。



● 免許証の更新手続き

小型船舶操縦免許証の有効期間は5年です。有効期間満了後も、引き続き小型船舶の操縦をしようとするときは、操縦免許証の更新の手続きが必要になります。

次の要件を満たすことにより、有効期間が満了する1年前から最寄りの地方運輸局又は運輸支局等において手続きをすることができます。(最後のページをご参照ください)

- ① 身体検査基準(聴力・視力など)を満たしていること。
- ② 更新講習機関が実施する更新講習を受講修了していること。又は1月以上の乗船履歴を有する者であること。

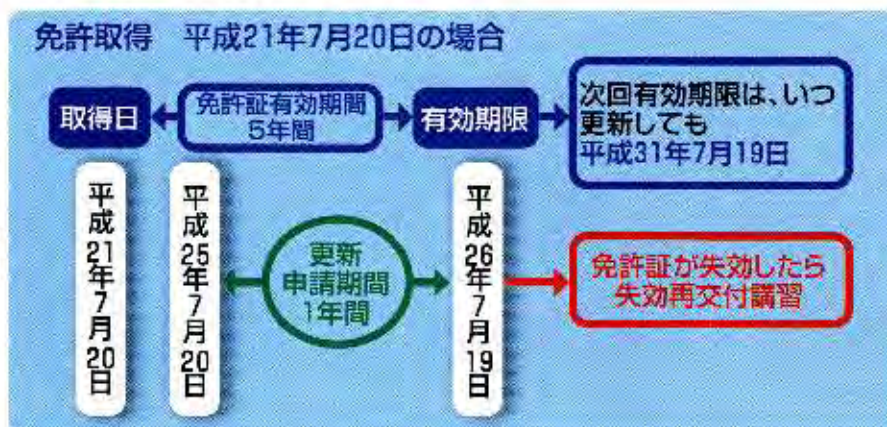
なお、更新講習を受講する場合については①の身体検査基準の検査も同時に行われます。

● 免許証の失効再交付の手続き

更新手続きを行わないまま有効期間が満了し、操縦免許証が効力を失った後であっても、免許証の失効再交付手続きを行うことにより、再交付されます。

★平成15年6月以前に免許を取得された方は、免許証の更新等の際に次のように免許が切り替わります。

- 1級、2級→1級+特殊
- 3級、4級→2級+特殊
- 5級 →2級(1海里限定)+特殊
- 4級及び5級 → 2級
- (湖川小出力限定) → (湖川小出力限定)



遵守事項等

● 遵守事項を守りましょう!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に法令で遵守事項を定めています。これらの遵守事項を守りつつシーマンシップを発揮して安全な航海を楽しんで下さい。

酒酔い等操縦の禁止

危険操縦の禁止

免許者の自己操縦

ライフジャケットの着用



酒酔い状態等での操縦は禁止です。



遊泳者の付近での疾走等は禁止です。



港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。



子供や水上オートバイの乗船者等は、ライフジャケットを着用しなければなりません。

その他の遵守事項

- 発航前点検の実施
- 適切な見張りの実施
- 事故時の人命の救助

遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦	3点	6点
ライフジャケットの不着用	2点	5点

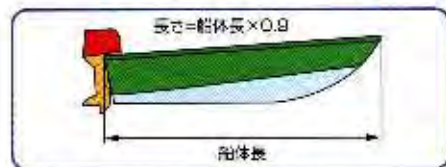
行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年の累積点数
なし	5点
あり	3点

● ミニボートって何?

ミニボートとは、次の3つの条件を全て満足する船舶のことで、免許を持たなくても、また、船舶検査を受けなくても操縦することができます。

長さ3メートル未満



長さとは、船体長の90%のことを言います。

推進機関の出力が1.5kW未満



0.7355kW=1馬力なので、2馬力の機関は1.5kW未満に該当します。

プロペラ回転緊急停止機構



搭載する機関には、非常用停止スイッチ、遠心クラッチ、中立ギア又はプロペラガード等が必要です。(絵はプロペラガード)

これにより、手軽に船釣り等のマリンレジャーに楽しむことができますが、近年ミニボートにおいても多数の海難事故が発生しています。

海上では思わぬ危険に遭遇する可能性があるため、海上ルールやボートの性能を自ら把握し、航行する海域の状況を判断して安全を確保することが必要です。

● もしもに備えて保険加入を!

プレジャーボートによる事故が増えています。

とりわけ、他船や遊泳者などの接触や衝突、漁業施設への乗揚げといった場合には、多額の補償責任が生じますので、少なくとも対人や対物の賠償責任保険に加入しておくことが海を利用するうえでの最低限のマナーといえます。

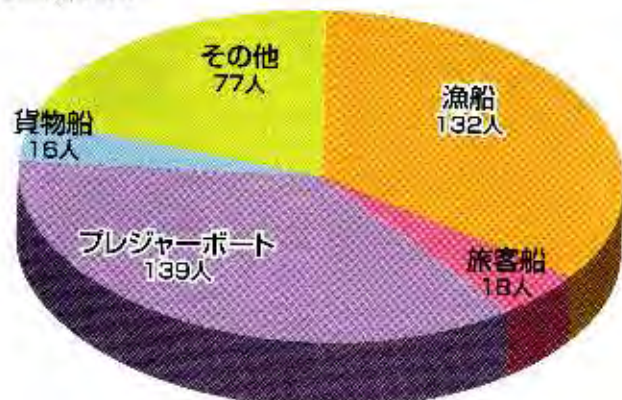
なお、保険の加入に際しては、損害保険代理店業を行なっているボート販売店やマリナーなどが窓口となっているのが一般的です。

危険と隣り合わせであることを忘れずに

● 多発する小型船舶の海難事故

海難に伴う死亡・行方不明者や負傷者数は、平成20年の1年間だけでも382人となっており、その中でも、小型船舶が大部分を占める漁船やプレジャーボートの割合が、非常に高いことがわかります。

小型船舶の海難事故では、船体が小さいために海中に転落しやすいなど、人命に直結する深刻な被害が発生しやすいことが特徴です。

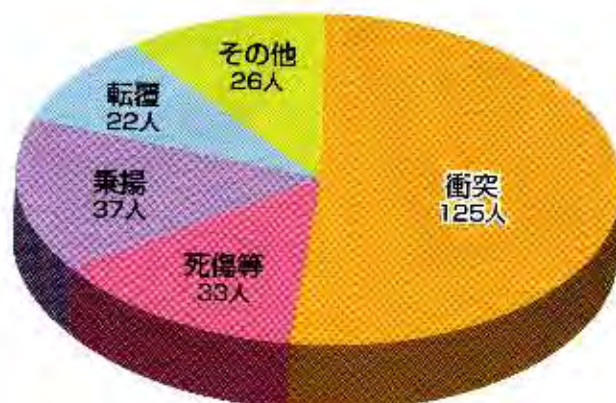


船種別の死傷者等の状況(平成20年)
※海難審判所資料より作成

● プレジャーボートの海難事故の傾向

プレジャーボートの海難事故では、衝突事故の割合が最も高く、全体の5割強の傾向となっています。

衝突事故の原因としては、見張り不十分によるものが多数を占めますが、操船判断の誤りや知識の欠如なども原因となっています。



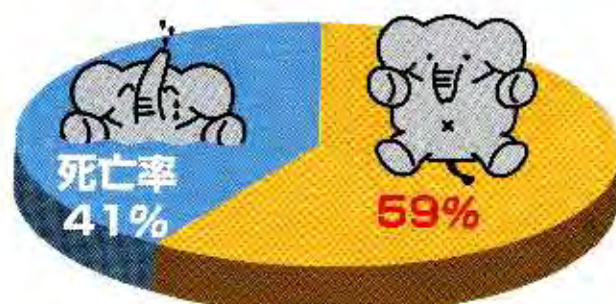
プレジャーボート海難の海難種別発生隻数(平成20年)
※海難審判所資料より作成(「死傷等」には、衝突や乗揚などに伴う場合を除きます。)

ライフジャケットの着用を忘れずに

ライフジャケット着用



ライフジャケット未着用



海中転落者のライフジャケット着用・未着用別の生存率(海上保安庁資料より作成)
※漁船・プレジャーボート等の小型船舶におけるH17~H21の平均値

● ライフジャケット着用の場合は生存率が約1.5倍

ライフジャケットを着用して海中転落した場合は、ライフジャケット未着用の場合と比べて生存率が約1.5倍も高く、逆に未着用の場合は死亡率が約5倍も高くなる結果となっています。

万一の海中転落時に助かる確率が、ライフジャケットを着用していることで非常に高くなるのが分かります。



上のイラストの乗船者に対しては着用が義務となっています。不意の事故に備え、ライフジャケットの着用を忘れないようにしましょう。

様々なライフジャケット

● 膨脹式

浮力体として炭酸ガスなどのガスを入れる気密性のふくろを持っており、通常、このふくろは折りたたまれているため、非常にコンパクトです。そのため、「首掛けタイプ」、「ベルトタイプ」、「ジャンパータイプ」、「ウエストポーチタイプ」などの様々なタイプのものがあります。なお、万一膨らみが足りない場合でも、息で補充することができますようになっています。



首掛けタイプ



ベルトタイプ



ジャンパータイプ



ウエストポーチタイプ

● 固型式

浮力体に発泡プラスチックなどの固形物を使用しているライフジャケットで、ガスなどの気体を使用していないため、構造はとても簡単です。また、浮力体の量を少なくし動きやすくした「浮力補助具」というものもあり、これは、湖川濠内を中心とした比較的平穏な水域での着用に適しています。



浮力補助具



水上オートバイ用

● 空気密封式

空気を閉じこめた気密性のふくろを内蔵し、これを浮力体としたものです。そのため、固型式のように見えますが、非常に柔らかく、動きやすくなっています。

● 小児用

小児用は、「体重40kg以上」、「体重15kg以上40kg未満」、「体重15kg未満」の3種類があります。お子様の体格に合うものを選びましょう。



ボートや水上オートバイ免許制度についての詳しい情報については、各地方運輸局船員労働環境・海技資格課(九州は海技資格課、沖縄は船舶船員課)までお問い合わせ下さい。

国土交通省HP	http://www.mlit.go.jp/maritime/kogata/	近畿運輸局	TEL 06-6949-6434
北海道運輸局	TEL 011-290-2772	神戸運輸監理部	TEL 078-321-7053
東北運輸局	TEL 022-791-7524	中国運輸局	TEL 082-228-8794
関東運輸局	TEL 045-211-7232	四国運輸局	TEL 087-825-1190
北陸信越運輸局	TEL 025-244-6128	九州運輸局	TEL 092-472-3176
中部運輸局	TEL 052-952-8027	沖縄総合事務局	TEL 098-866-1838

登録小型船舶教習所及び更新・失効再交付講習機関一覧

		教 習				(平成22年3月末現在)	
		1級	2級	湖川	特殊	更新・失効	電話番号
全 国	(財)日本船舶職員養成協会	○	○	○	○	○	03-3263-3121
	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会					○	03-5229-8531
	マリンライセンスロイヤル					○	03-3435-1929
東 北	(合)白い航跡	○	○			○	0234-25-3071
	八戸小型船舶教習所	○	○		○	○	0178-34-4963
	(有)東北小型船舶免許センター	○	○		○	○	017-735-3043
	ビーエルエス東北登録小型船舶教習所	○	○	○	○	○	018-816-0712
関 東	(有)マリンテクノ東京	○	○		○	○	03-3288-0392
	(株)小型船舶免許センター	○	○	○	○	○	045-201-1444
	関東小型船舶免許更新センター					○	03-6658-4523
	サウスランドマリクラブ					○	03-5284-8066
	(株)エム・エル・イー	○	○		○	○	03-3539-4355
	(株)ロイヤルコーポレーション	○	○		○		03-3435-1929
	(有)システム・ケイ tokyo harbour b.l.s	○	○				0120-2040-58
	MaritimeShips					○	045-681-7001
	(株)海風					○	044-742-9144
中 部	(有)船舶免許静岡更新センター					○	054-623-6422
	金井海事事務所					○	0770-23-8445
	高橋海事事務所				○	○	052-654-7677
北陸信越	佐渡小型船舶免許センター					○	0259-74-2869
	滋賀ボート免許センター	○	○		○	○	077-578-6757
	大阪府ヨットセーリング連盟二色ハーバー					○	072-423-0064
	(株)大阪府モーターボート連盟	○	○	○	○	○	0120-10-8907
近 畿	青木ボートスクール(株)	○	○				072-425-3849
	(財)尾道海技学院	○	○	○	○	○	0848-37-8111
	(社)中国船舶職員養成協会	○	○		○	○	082-255-8700
	(株)MSTC	○	○	○		○	0852-60-7385
中 国	倉敷免許センター					○	086-456-5900
	(有)村上海事事務所	○	○		○	○	0898-32-2030
	うずしお海事事務所					○	088-678-5550
	土居海事事務所					○	0880-64-0143
四 国	金岡海事事務所	○	○			○	0877-48-0748
	(財)関門海技協会	○	○	○	○	○	083-266-4029
	(株)ボート免許センター	○	○	○	○	○	092-831-0045
	堀川登録小型船舶教習所	○	○		○	○	092-862-2433
	宇城市立九州海技学院					○	0964-52-2451
	(有)入枝海事事務所					○	099-281-7753
	オーシャン登録小型船舶教習所	○	○	○	○	○	092-641-0969
	坂井海事事務所					○	0955-82-1035
九 州	(有)沖縄マリン	○	○		○	○	098-860-7171
	(株)まどか海事事務所	○	○		○	○	098-870-9595
	宮古島海事センター					○	0980-76-3151
	川口海事事務所					○	0980-73-9248
神 戸	近畿小型船舶教習所					○	0799-24-1600